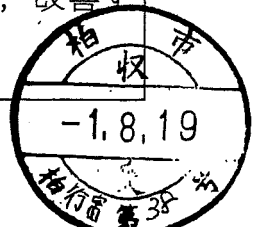


実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

柏教児第415号
令和元年8月19日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏 様実施機関名 柏市教育委員会
教育長 河 篤

柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号・第4号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第3項の規定により次のとおり諮問します。

提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	不登校児童支援事業
提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の概要	不登校児童生徒の支援については、不登校となった経緯や背景をはじめ、家庭・生活環境などの情報を集約し、課題を整理して適切な支援に繋げる。
提供する保有個人情報の項目	児童生徒の転入経験・欠席日数・遅刻・早退・身だしなみ・言葉遣い・友人関係・ケガ・学力・授業中の様子・忘れ物・家庭での様子・支援学級在籍・支援学級通室・成長・健康・保健室への来室の様子・発達・要保護・準要保護・諸費滞納・カウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの関わり・要対協ケース・生徒指導案件・学童保育利用状況・放課後学習支援・地域人材の利用・いじめアンケート回答等の現状を数値化したものと、スクリーニング会議の結果、支援実施状況など。
保有個人情報の提供先	公立大学法人 大阪府立大学
保有個人情報の提供先における利用目的	本データの分析及び多様な支援対象者の特性に応じたカテゴリー化に取り組み、支援の方向性を定めるためのツール開発、取り組み効果の蓄積、リスクの予測などを行うAIを開発することを目的とした研究を行う為。
提供しようとする理由	大阪府立大学の研究に協力することで、同大学が開発したスクリーニングシートを利用することが可能となり、スクリーニングシートをツールとして、学校職員間で児童生徒が抱える課題の早期把握と、支援・効果までを確認できる体制構築が期待できる。 また、校内で支援活動の中心となるのは、スクールソーシャルワーカーであるが、人数不足、経験不足といった現状がある。そうした現状が大量のデータとスクールソーシャルワーカーの経験値を蓄積する、方向性を予測するAIを活用することで、改善することが見込まれる。



様式第4号（個人情報保護条例第11条第3項関係）

担 当 部 署	学校教育部 児童生徒課
備 考	